

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】退職時等の加入者への説明等について（DC法施行令改正）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年3月18日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（政令第43号）が公布されました。この中で、年金制度改正法による簡易型DC廃止に伴う関係規定の整備のほか、個人別管理資産が自動移換されるケースが減少するよう、事業主が実施する退職時等の加入者への説明義務について、定められております。

■パブリック・コメント結果（2025年11月23日まで意見募集されていたもの）

[https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250250
&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250250&Mode=1)

【主な改正内容（DCに関する事項）】

- ・簡易型DCに関する規定の削除。
- ・企業型DCの個人別管理資産が自動移換されるケースが減少するよう、事業主が行う説明義務について、これまで「加入者が資格を喪失したとき又は企業型DCが終了したとき」に行うものとされていたところ、「加入者の資格の喪失又は企業型DCの終了が見込まれるとき」に行うものとし、退職等により資格の喪失や制度の終了が見込まれる者に対して説明を行うことを義務づける。

<施行期日等>

公 布 日：2026年3月18日

施行期日：2026年4月1日

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202604-170-0004-D